

問▶市民税課(☎71)2213) 資産税課(☎71)2215)
国保年金課(☎71)2230) 納税課(☎71)2217)

滞納解消のために

市税を滞納すると、地方税法に基づき、差押などの滞納処分をします。その流れを紹介します。

財産調査

- ・給与調査
勤務先に照会し、収入状況を調査
- ・預金調査
銀行などに照会し、財産状況を調査
- ・不動産調査
登記簿を調査

搜索

自宅などを搜索することもあります

財産の差押(例)

- ・債権
給与・預金など
- ・動産
貴金属・美術品など

かんか 換価・取立て

- ・債権
取立てし、滞納市税に充当
- ・動産、不動産
公売で売却し、滞納市税に充当

納付に困ったら相談

納付が困難な人や既に督促状、催告書が届いている人は、放置せず至急納税課へ連絡し、納税相談をしてください。(月)午後8時(例を除く)まで納付、相談を受け付けています。
※(月)午前8時30分～午後5時15分(例を除く)以外の相談は同時刻内に要事前連絡。

市税は、税目ごとに、納付し

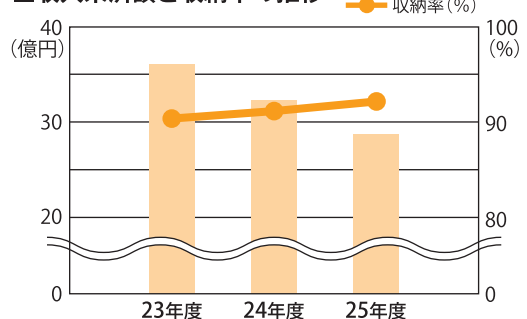
納付は期限内に

■国民健康保険税
国民健康保険(以下国保)の医療費などに充てるため、国保加入者がいる世帯の世帯主に対して課税されます。世帯主が国保加入者でなくても、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主に納税義務が生じます。職場の健康保険などほかの医療保険に加入している人や生活保護を受けている人を除き、本市に住民登録をしている全ての人は国保に加入しなければなりません。

期限内に納付しないと

なければならぬ期間(納期)が条例で定められています。納期限(納期の最終日)までに納付しましょう。本市では納付忘れがないよう口座振替を推奨しています。
納期限までに税金を納めていない状態を「滞納」と言い、納期限の翌日から延滞金の計算が始まります。
滞納した人には督促状を送付し、訪問や電話・手紙による催告をしたりもします。納付した人との公平を保つため、やむを得ずその人の財産を差し押え、公売などにより滞納市税に充てることとなります。
本市の収納率は年々上昇傾向

■収入未済額と収納率の推移



インターネット公売の例



にあり、収入未済額(過去からの滞納税額)は減少しています。これまでに給与・預金・生命保険並びに絵画・車さらに不動産も差し押え、インターネットなどで公売し、滞納市税に充ててきました。今後も、本市は厳正な滞納処分をすすめます。

特集2 市税は暮らしを支える大切な財源です



▲ごみ処理(収集・運搬)
災害に備える(水防)▶



通学路の整備(路面標示)▲
小学校へデジタルテレビ設置▼



社会を支える税

市税は上の写真のほかに身近な場面で活用されています。市民生活に必要なサービスを提供するための財源です。

納税の義務

日本国憲法第30条には「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負う」と規定されています。「教育の義務」、「勤労の義務」と並び「国民の三大義務」の一つといわれています。

いろいろな市税

皆さんに関係の深い市税を紹介します。

■個人市民税

その年の1月1日(賦課期日)現在、市内に住み、前年中に一定の所得がある人に課税されます。

所得に応じて課税される「所得割」と一定の所得がある場合に一律に課税される「均等割」があります。「均等割」は市外に住んでいても、市内に事務所など

を有すれば課税されます。

■固定資産税・都市計画税

固定資産税は、毎年1月1日(賦課期日)現在、市内に土地・家屋・償却資産(固定資産)を所有する人に課税されます。市外に住んでいても市内に固定資産を有する人は、本市に納税することになります。

都市計画税は、都市計画事業に用途を特定した目的税です。賦課期日現在、市内の市街化区域内に土地・家屋を所有する人に課税され、固定資産税とともに納めることになります。

なお、年の途中に土地・家屋を売買したなどの場合でも、当該年度の納税義務者は、賦課期日現在における所有者です。

■軽自動車税

毎年4月1日(賦課期日)現在、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・2輪の小型自動車を所有または使用している人に課税されます。

なお、軽自動車税は月割課税制度ではありません。4月2日以降に廃車・名義変更などした場合でも、賦課期日現在の所有者は当該年度の軽自動車税全額の納付が必要です。